

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施(平成27年4月)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

【平成30年度予算額 246億円(公費ベース※)】

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

②完全実施

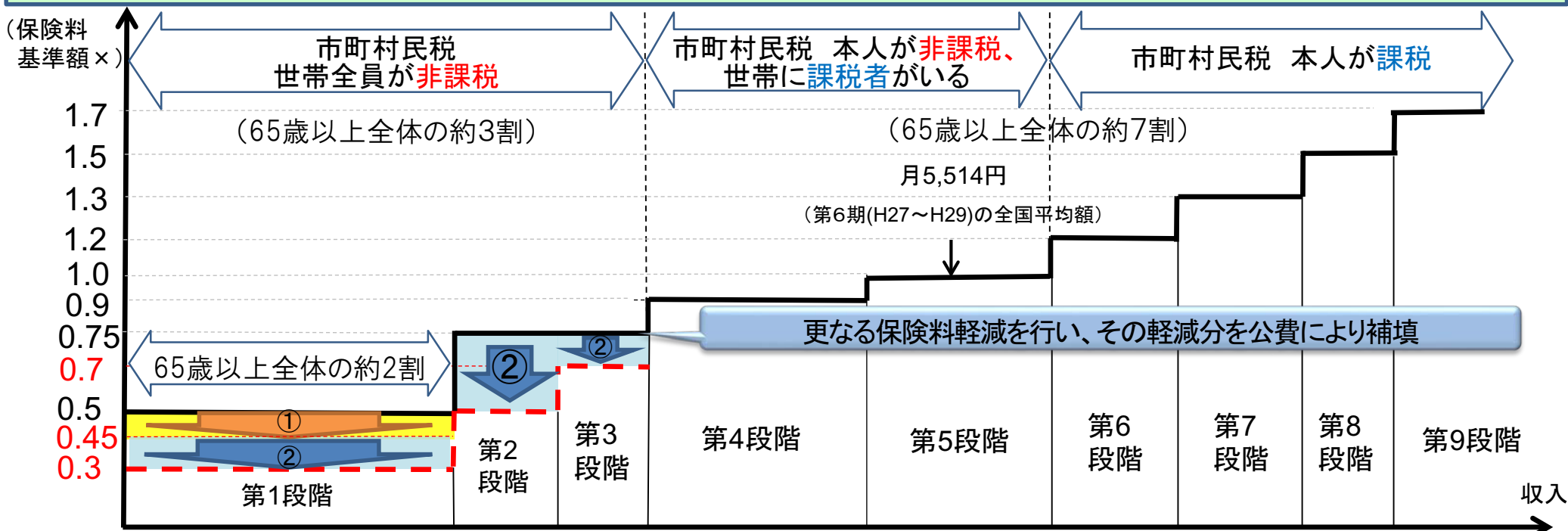
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

【実施時所要見込額 約1,400億円(公費ベース※)】

(平成29年度ベース)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4



第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上190万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額190万円以上290万円未満	市町村民税課税かつ合計所得金額290万円以上
650万人	240万人	240万人	540万人	440万人	410万人	370万人	270万人	270万人

※被保険者数は平成27年10月1日現在の人口推計を基に算出 ※保険料段階は平成27年度からの新段階で表示 ※具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

(3) 保険料の段階

所得段階別保険料

(基準年額61,680円 / 基準月額5,140円)

区分	対象となる方	平成30年度 介護保険料 (年額)	基準額 × 割合	平成31年度 介護保険料 (年額)	基準額 × 割合	平成32年度 介護保険料 (年額)	基準額 × 割合
第1段階	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者または市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の人	30,840円 (27,760円)	0.50 (0.45)	30,840円 (23,130円)	0.50 (0.375)	30,840円 (18,510円)	0.50 (0.3)
第2段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	43,170円	0.70	43,170円 (37,010円)	0.70 (0.6)	43,170円 (30,840円)	0.70 (0.5)
第3段階	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が120万円を超える人	46,260円	0.75	46,260円 (44,720円)	0.75 (0.725)	46,260円 (43,180円)	0.75 (0.7)
第4段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円以下の人	55,510円	0.90				
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計額が80万円を超える人	61,680円	1.00 (標準)				
第6段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額125万円未満)	70,930円	1.15				
第7段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額125万円以上200万円未満)	77,100円	1.25				
第8段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額200万円以上400万円未満)	92,520円	1.50				
第9段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額400万円以上800万円未満)	107,940円	1.75				
第10段階	市町村民税本人課税(前年の合計所得金額800万円以上)	123,360円	2.00				

第1段階から第3段階の()書きは公費による軽減後の額で、実際に負担していただく額です。